

● 大津市介護予防・日常生活支援総合事業 サービスコード表【令和4年10月1日以降用】

【色分けルール】・水色→新設 赤字→変更 灰色→廃止

1. 訪問型サービス【サービス名称：介護予防訪問介護相当サービス、サービス種別コード：A2(訪問型サービス(独自))】

サービスコード		サービス内容(略称)	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	イ 訪問型サービス費独自Ⅳ	事業対象者・要支援1・2の週1回程度 ※1月の中で4回目まで	268	1回につき
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2		事業対象者・要支援1・2の週1回程度 ※1月の中で5回目	104	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ロ 訪問型サービス費独自Ⅴ	事業対象者・要支援1・2の週2回程度 ※1月の中で8回目まで	272	
A2	2521	訪問型独自サービスⅤ/2		事業対象者・要支援1・2の週2回程度 ※1月の中で9回目	105	
A2	2531	訪問型独自サービスⅤ/3		事業対象者・要支援1・2の週2回程度 ※1月の中で10回目	68	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ハ 訪問型サービス費独自Ⅵ	要支援2の週2回を超える程度 ※1月の中で12回目まで	287	
A2	2631	訪問型独自サービスⅥ/2		要支援2の週2回を超える程度 ※1月の中で13回目、14回目	114	
A2	2641	訪問型独自サービスⅥ/3		要支援2の週2回を超える程度 ※1月の中で15回目	55	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ニ 訪問型サービス費独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2の20分未満 ※1月の中で22回まで	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ホ 初回加算		200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算	